

★4/6・7 障全協第48回総会・中央行動 実施 ★
 障害者権利条約にふさわしい施策を求めて！



参加と平等

県推協新聞

第40号

2014年 4月 28日

毎月 1回 28日発行

郵便振替口座/00580

-9-2534・障県協

購読料; 年額 360円

(会員の購読料は会費に含む)

障全協第四十八回総会・中央行動開催

一、はじめに

先の四月六日(日)〜七日に東京の戸山サンライズにて、障全協の総会・中央行動が行われました。今回は、障全協の総会であり、参加者は各県代表で六〇名の参加がありました。

尚、長野県からは県推協代表として松丸が参加させていただきました。

六日の総会では、障全協の連携団体である、全障研・きょうされん・社会福祉総合研究所・中央社保協のそれぞれの団体より来賓のごあいさつをいただきました。

尚、障全協総会には障害者当事者や家族が各県組織の事

発行 長野県障害者運動推進協議会
 発行所 〒三八一〇〇三四
 長野市高田中村二七六一八
 長野県労連会館一階
 電話 〇二六(二六四)五二五六
 FAKX 〇二六(二六四)五二五六
 松丸 道男

務局を担っており、電動車いすなどで遠くから参加している方もおり、言葉が聞き取りにくい点もありますが、積極的な発言に、私も励まされました。

二、総会の意義と私の感想

(1) 障害者権利条約にふさわしい施策をもとめていく運動、とりわけ「権利としての障害者施策」を追及していく。

・・・私達関係者が権利条約をしっかりと学び、この条約を一般の方々にも伝えていくこと、そして、この条約を掲げて、条約にはずかしくない施策を求めていくことができる心強いバックができたのだと感じました。

(2) 当面は、障害者総合支援法の実施に関わる諸課題や障害者差別解消法の基本方針等の具体化を求めて行く。

◆ 特集 ◆ P1~P3 4/6.7 障全協 第48回総会・中央行動報告

- ◆P4~P5; 千曲市・坂城町の要援護者・家族への防災アンケート実施報告
- ◆P6 ; コラム記事 「民間活力と民主主義」 旭 洋一郎 (長野大学教授)
- ◆P7 ; 「思いを伝える」 執筆者; 清水佐登子
- ◆P8 ; お知らせコーナー (このお知らせコーナーへの情報をお願い致します。)

紙面の案内



・・・今、障害者総合支援法と介護保険との矛盾が、障害者の六十五歳問題で、全国各地でトラブルや訴訟が起きています。今回の障全協総会にも岡山県から、六十五歳問題で訴訟を起こしている浅田さんが参加して実態を訴えました。私も浅田さんの、勇気と決断そして行動力に拍手を送ります。

(3) 第二次安倍政権による『戦争ができる国づくり』『企業が儲かる国づくり』の政治方針に基づく、「くらしと平和・民主主義」へのかつてない攻撃の中で、「権利としての社会保障・障害者施策」を求める運動を進める。その

為、多くの関係団体との共同・連帯を、これまで以上にすすめる。

・・・当会県推協の元代表の故坂本氏は「平和でなければ、障害者は生きられない。」また「二十一世紀は人権の輝く世紀だ!」と言っていたことを思い出します。

平和や人権をまもるには、私たちのふだんの努力が必要で。憲法は、その時の為政者をしるものです。その憲法を守らるに、都合のいいように解釈することは決してゆるされません!

(4) 私たちは、こうしたきびしい情勢を切り開き、国連・障害者権利条約にふさわしい施策推進を求める運動方針とともに、結成五〇年をめざす「五力年計画」のその三年目となる二〇一四年度の運動・組織方針について討議し、その確立をめざす。

・・・具体的には、障全協運動を引き継ぐ後継者づくり、そして、市町村での地域組織づくりが、今年度の総会では強調されました。提案!あなたの暮らしを市町村で、実行委員会をつくり「障害者・高齢者等要援護者のいのちを守るシンポジウム」を開催

してみませんか? 県推協でもバックアップします。

三、総会協議事項

尚、総会では、以下の議案が提案され、満場一致で採択されました。

①二〇一三年度運動総括(案)について

②二〇一三年度決算(案)・会計監査について

③障害者・家族をめぐる情勢(案)について

④二〇一四年度運動方針(案)について

⑤二〇一四年度予算(案)について

⑥二〇一四年度役員(案)について

四、中央行動、各省交渉・国会要請

翌日、四月七日(月)は、中央行動として各省交渉・国会要請を実施しました。以下に、私が特に気になった部分を中心に報告します。

◆厚生労働省 老健局介護保険課への要望とその回答・懇談

要望II ①介護制度優先主義を撤回

し、介護保険制度・障害者施策の選択については、本人の必要性を重視して行えるようにしてください。

回答II 障害福祉課 増田

まずは、介護保険サービスをつかってもらう。ただし、介護保険にないサービスに関しては、障害者のサービスを使うことができる。

要望II ②介護保険制度における保険料負担を大幅に軽減するとともに、利用料負担は撤廃してください。当面、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。また補足給付等の取扱いについても同様の扱いとして制度間格差が起らないよう配慮してください。

回答II 清水 保険課

所得が低い人には、減免措置もある。公費をつかって低所得者への支援をする制度をつくる予定である。補足給付において、障害者だけ特別に配慮することは難しい。



中内会長あいさつ

司会（渡辺）「みなさんの回答の中で、保険優先を強調しています。障害者権利条約もできたので、合理的配慮をどう考慮しているのか？」

参加者より「権利条約の視点から言うと、保険優先というのは、まちがっている。障害者地域で生活して、障害者の権利義務の内容をそこなわせることになるので、撤回してほしい。」

司会「今の意見に対してどうですか？」

障害福祉課課長会議では、介護保険でサービスが不十分な場合は、障害者サービスを引き続き受けられるよう自治体にアドバイスしています。

浅田さん発言「実は、三月二〇日に介護認定を受けて、介護が五から介護度四になりました。」

これは、コンピュータの判定結果であるとの返答だけでした。

この結果だけで決められてしまうと、今後の生活がなりたたなくなるので、不安をかかえています。

・付き添いの方で日常介護しているヘルパーさんが、浅田さんの言いたいことを代弁する

司会「介護保険の訪問介護の関係で今、各自治体でボランティアやNPOの活用といわれたが介護者の専門性などは、どう考えているのか？」

老健局山田「専門性の低下に関しては、国会でも質問ができました。」

「コミ出しなどは専門性がなくてもできる。しかし、専門性は必要であるので配慮したい。」



司会「浅田さんは、重度訪問介護をつかっていたが、これを介護保険でやるには介護度五でないと、いままでのサービスができないということ、介護保険に移行し、最初は介護度五であったが、最近の判定で介護認定で介護度が四に下がってしまいました。これでは、これまでのサービスが受けられない状況になっていることを、どうとらえますか？」

厚労省「厚労省としてはガイドラインを各自治体に示しています。」

・・・返答がつかない。

司会「時間の都合もありまづの、別の要望項目へ移ります。」

以上のような意見交換がおこなわれました。

◆国会行動報告

七日の午後、グループに分かれて国会議員への要請行動をしました。私は、精神障害者の運賃割引を求める請願書名をもって、国土交通省関係を担当する国会議員を訪問して紹介議員になってもらうグループに入りました。

国会の開催中でしたので、各議

員の秘書の対応となりますが、各議員控室へ最初にノックして依頼する人を順番に決めて、請願署名の請願趣旨や現状を述べて、各自が名刺を渡し、一言ことばを添えてお願いしてきました。

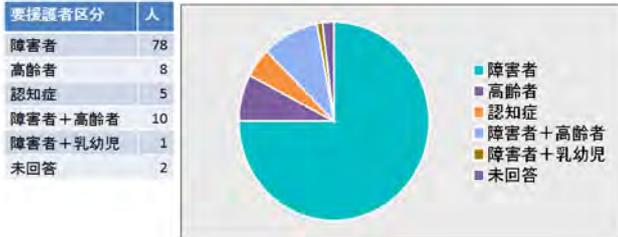
その時に、障害者の権利条約が批准されたことを、強調して各議員秘書に話しました。

私達の要請に対して、各議員秘書（十名？）の方々になんとか請願署名を受け取ってもらうことができました。一ヶ所だけ、議員控室の来賓室に通していただきお茶なども出してもらい、ゆっくり私達の請願趣旨等を聞いていただくことが出来ました。その議員と秘書はともに国労出身の方で、障害者の交通運賃割引に関しては良く理解しているようでしたので期待が持てそうでした。



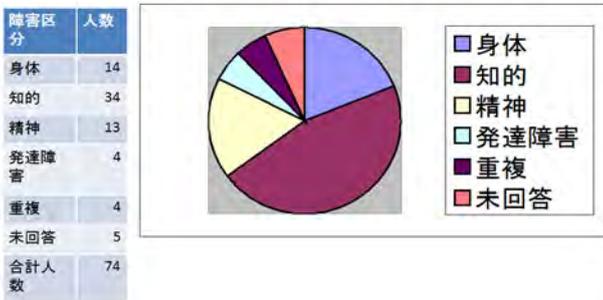
千曲市・坂城町の要援護者・家族を対象にした防災アンケート 報告

2. どんな要援護者なのか？



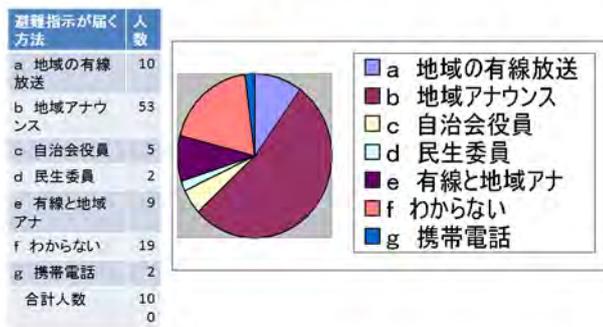
- 1) アンケート実施期間
2013年11月～2014年3月15日
- 2) アンケート件数 100件
- 3) 調査元；NPO法人介護家族サポートセンター
レインボーハウス
- 4) 要援護者には、お年寄りや障害者、病弱者、乳幼児、外国人など特別な配慮が必要な方々が対象となりますが、今回は、外国人は選択項目には入れませんでした。

3. の1)障害者の方 内訳(区分)



- 1) 障害者の方々の、障害種別は「身体」「知的」「精神」「発達障害」としましたが、チェックが複数ある方もおりましたので、集計のときに重複の項目を加えました。
- 2) 今回は、要援護者の中で障害者関係が89%です。そのうち知的障害者を抱える家族の回答が34人一番多く、ついで身体14人・精神13人・発達障害4名・重複障害者も同じく4名となっています。

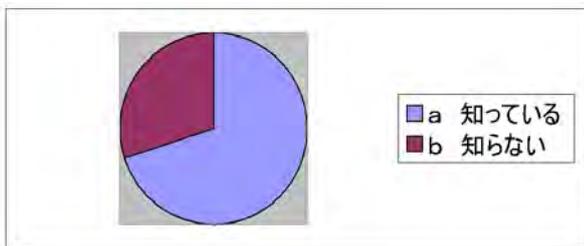
5. 避難指示がどのように届くか？



- 1) 避難指示がどう届くかの回答では、一番多いのはa. 地域アナウンス53%・有線放送と地域アナウンス(9%)と2つチェックを加えると62%となる。
しかし、要援護者家族からは、外からアナウンスがなっているのはわかるが耳の聞こえが悪く、よく聞き取ることが難しいとのコメントもありました。
一方、避難指示の情報がどう伝わってくるのかわからないとの回答が19%占めていました。

6. 地域の避難場所を知っていますか？

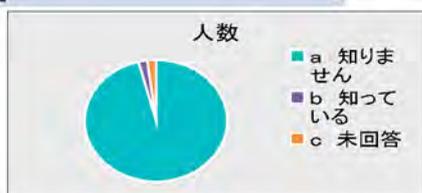
地域の避難場所は？	人数
a 知っている	70
b 知らない	30



- 1) 地域の避難場所を知っていますか？の問いに対しては、これは、災害の種類によって避難場所も変わってくると思いますが、「知っている」との回答が70%あり、「知らない」との回答が30%となりました。

7. 福祉避難所は、地域のどこが指定されているかご存知ですか？(回答者全体からすると！)

福祉避難所はどこかご存知ですか？	人数
a 知りません	96
b 知っている	2
c 未回答	2



1) 福祉避難所に関して、具体的にどこが指定されているかを知っている方は2パーセントしかおりませんでした。

また、「知っている」との回答でメモってある場所が稲荷山特別支援学校と書いてありましたが、残念ながらこの稲荷山特別学校は、福祉避難所には、現時点では指定されておりません。



当日のフロア発言での質問に、行政からのシンポジストが、持ち帰って確認してから後日回答します。との返答があり、後日以下のような回答が届きました。

危機管理防災課 防災係

平成 26 年 3 月 28 日

問：最初から障害者を福祉避難所に受け入れ可能か。

回答： 福祉避難所は、一般の応急避難施設、中核避難施設での避難生活や滞在が困難な方が避難するための施設です。

災害の規模、避難者数に応じて、どこの、どのくらいの規模の避難施設を開設するかの設定をし、その後、福祉避難施設の開設が必要かどうか判断します。

よって、災害が大規模の場合は一般の避難所と福祉避難所を同時開設する場合がありますが、小規模な災害で避難者数も少人数であれば、福祉避難所も状況に応じて開設しますので、避難区域内に障害者等がお住まいの場合は、市役所に情報を入れていただきたいと思います。

問：稲荷山養護学校が避難所に指定されていないが指定してほしい。

回答： 稲荷山養護学校とも相談しましたが、市が福祉避難施設として指定をすれば、稲荷山養護学校の児童・生徒以外にも地域の皆さんも受け入れなければならないことが予想されます。例えば、修学時間中の災害については教職員で児童・生徒の対応ができますが、そこへ地域の要支援者の皆さんが避難してこられれば対応できなくなります。

また、夜間、休日は、教職員の対応について具体的には決まっていらないそうです。

市としましては、体育館であれば鍵だけでも開けていただければ避難施設として市の職員が対応することも可能ですが、それでは一般の中核避難施設と同じです。福祉避難施設として教室、特別教室を使うとなると、どうしても学校教職員の協力がないと対応できませんので、今後とも稲荷山養護学校と相談をしてまいります。

・ ・ コラム ・ ・

旭 洋一郎 (長野大学教授)

民間活力と民主主義

やや硬い話題で恐縮である。今、新聞やテレビを見ていると自分の常識を疑うようなことが起きている。これまでの社会の仕組みが覆えるようなことが躊躇なくすすめられているように思える。憲法のことによ、公共放送の人事のことによ、ある神社に首相が参拝したことも驚くばかりだが、ついには、時の政権が必要とあらば憲法解釈を変えられる仕組みを作ろうとしている。これをやれば事実上憲法は機能停止に近い状態になり、立憲主義が崩壊する。マスコミも国民に部分的にしか知らせず、このジグソーパズルが完成したらどのような国、社会になっているか、恐ろしさを感じるのは私一人ではないだろう。

これが所謂「戦後レジームからの脱却」ということなのだろうか。つまり、第二次世界大戦後、国の基本をなしてきた平和主義、民主主義、思想信条の自由、基本的人権の保障を見直そうということである。そのことを国民のロスジェネレーション世代を中心に一部は支持していることも忘れてはならない。かつて、ドイツのナチスは、国民の支持を受け政権を奪取した。

その根底にあるのは何か。なぜ「右傾化」と呼ばれる動きが大きくなるのか。それはかつて「左翼」が描いてきた理想的な社会が色あせたものに写り、面白くないものになって、つまり戦後社会を形成してきた民主主義への嫌悪感があるのではないと思われる。これを内田樹氏は反知性主義の現れとも呼んでいる。ここでは民主主義に絞る。

説明するまでもないが、民主主義とは物事を決める手続きの方法であって、ある組織にかかわることをきめる場合、その組織の成員全員が平等な発言権を持ち議論して決める。そして理想的には、全員が同じ意見を共有することであるが、簡単にはそこまでいたらないことが多い。反対者がいたり、違った意見を述べる者が必ず現れる。そしてそれらの意見をできるかぎり取り込もうとし、妥協点を探ったり、修正したりして組織全体の意見をまとめる努力をする。大変な時間と労力を費やすことになる。これが民主主義の手続きである。この方法は人類の歴史の中で試行錯誤をし、考えられるもっともバタナーな社会的な意思決定の仕組みとして育

ち定着してきた。

ところがこれは欠点もある。時間もかかるし、リーダーのコントロールが発揮できない場合もある。イザというときに組織の判断が遅れてしまう恐れもある。グローバル化された市場で競争をしている企業は、リーダーの的確な判断と迅速な決定がものを言う場合があるだろう。それが的を得、タイミングがあれば市場で勝者になる。つまり儲かる。

この民主主義の欠点を補うものとしてさかんに言われているのは民間活力である。民間活力は市場における競争に勝つ機能に特化した組織能力である。的確な判断と強力なリーダーシップ、その上での競争力のことなのである。たとえば、民間活力の導入として、義務教育学校の校長にリーダーシップと企業的な発想を期待して企業経験者を抜擢する例が見られるが、もちろんすべてが期待通りにはいかない。それが「成功」した例の多くは、それまでの意思決定の仕組みまで変えている場合である。つまり、迅速にリーダーの意思が反映されるような仕組みやルールまで変更しているのである。それは簡単にいえば、会議は議論の場ではなく、リーダーの決定を伝える場にすれば良いのであり、参加者に平等な発言権を認めず、民主主義的な手続きをやめ、リーダーの決定が迅速に伝わる仕組みをつくれれば良いのである。これが民間活力導入の実相である。

言うまでもないが、企業のすべてがトップダウンで動いているわけではない。取締役会があり、株主総会がある。労組との協議もあろう。しかし、数字という魔物が執行部から示されれば異論はなかなかとなえられない。突飛な例だが原子力が危険なエネルギーであることは誰だってわかっている。火力発電所のように人口密集地には原子力発電所は建てられていないことからわかる。チェルノブイリやフクシマのことを知らない人はいない。それがなぜ脱原発に舵を切れないか。企業のトップが経営戦略上そう考えていないからである。これに尽きる。

誤ったリーダーシップやトップダウンは危険である。そして悪いことに間違いを起こさない、失敗をしない人間はドラマの女医くらいなものである。日本がなぜアジア太平洋戦争を起こしたか。このコラムでは扱えない大

問題であるが、経済恐慌を背景に2回のクーデター未遂があり、危機意識を煽るマスコミがあり、まだ十分育っていなかった民主主義は機能停止となった。あわせて日本は神国だというプロパガンダが席卷し、反知性主義が跋扈し、理性は停止してしまった。結果、大陸を蹂躪し、資源とエネルギーを依存していたアメリカにまで戦いを挑む愚行をおかした。結果はボロクソに負け大変な犠牲者を出し、その傷は未だに癒えていない。これは一連のトップダウンの所行

の結果であったともいえまいか（けしてそれだけではないが）。

民主主義はたしかに面倒である。理性は感情に引きづられることが多い。しかし、一人ひとりの平等な命と人権を尊ぶなら、民間活力という言葉に惑わされず、民主主義と知性を大切にすべきではないかと思うのである。企業は失敗すれば倒産して終わることができる。だが国や社会はそのように終わることができないのであるし、許されてもいない。

思いを伝える

執筆者： 清水 佐登子

それは、新学期早々の、突然の乗車拒否でした・・・。

息子は医療的ケアが必要な重度重複障害者です。当時は養護学校の訪問教育部に在籍しており、高等部二年生になったばかりでした。半日のスクーリングを終え、下校しようと車椅子から車の助手席に移乗させようとした。いつもなら、なんとか足を踏ん張って車椅子からの移乗に協力してくれるのですが、この日は深く沈みこんで、立つように促しても身を固くし、体の何処かにどう力を入れているのか頑として動かさずして動こうとしません。

おまけに顔を腕で隠し、口を突き

出して拒絶のポーズ。帰りたくないといっているのです。

担任となった先生が車椅子にしがみついた息子の顔を覗き込むようにして「そうだね・・・、三月までは一日いられたんだもんね」と辛そうに話しかけていました。傍らの看護師さんも息子の肩に手を置いたまま、なす術もありませ

ん。抵抗でこわばらせた体を車に押し込むように乗せて「ごめん、ごめん・・・。学校好きだよ。居たいよね。」と言いながら連れ帰りました。家に着くまで二重になっただま上体を起すことはありませんでした。

その後、息子は抗議するかのようになり鼻腔栄養チューブを引き抜き続け、衰弱し、高熱を発し入院することになりました。しかし、それは「学校にいたい！」という息子の熱い思いを多くの方々に向けての機縁となりました。

夏休み明けに、自立活動専任の先生を始め複数の先生が関わる授業が開始されることとなったのです。それを、きっかけに健康状態はみるみる回復し、風邪ひとつひかなくなりました。いきいきとした表情に喜びが伝わってきました。

翌年は通学籍に変わり、大勢の同級生との活動が増え、修学旅行、作業班、歩行訓練にと励みました。表情も表現も豊かになり、手の触れ方がまるで言葉を発しているかのように感じられるまでになりました。今にして思えば、あの乗車拒否は自分の思いを伝えて周りの世界を変えていくという、息子にとっての一大転換点だったのです。

その思いは、突然生まれたのでなく、時間をかけてじっくりと育まれたのだと思います。

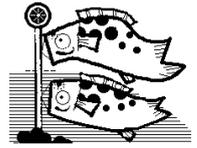
思いを育み、気付き、応えてくださった皆様に心から感謝申し上げます。

これからも、かけがえのない学校生活で得た「思いは叶う」の信念で力強く生きていってほしいと願っています。





お知らせコーナー



1)福祉医療給付制度の改善をすすめる会 年次総会

日時：5月17日(土) 13:00~15:00

会場：長野県障害者福祉センター「サンアップル」

記念講演：診療現場から医療費窓口無料化の重要性を考える(仮題)

講師：健和会病院副院長・小児科医師 和田 浩氏(すすめる会会長)

講演の後、年次総会を開催します。

2)JD政策会議2014 ご案内

日時 2014年5月31日(土) 午後1時15分~5時 *受付12:45~

会場 戸山サンライズ2階 大研修室

定員 200人(定員になり次第締め切らせていただきます。)

資料代 500円

★情報保障(要約筆記、手話通訳)

【プログラム】

第1部 基調講演 野村 茂樹氏(弁護士)

『権利条約の意義と課題ー権利条約委員会実況報告からー』(仮題)

第2部 問題提起-3つの観点から-

☆コーディネーター：藤井克徳氏(JD常務理事)

3)高齢者・介護・健康、発達支援・精神の出前講座

あなたの町に、職場に、小さな講座をお届けします。自主勉強会、学習会に作業療法士を呼びませんか。

①実施期間平成26年6月~12月

②問合せ先 長野医療技術専門学校 作業療法学科松下雅子

TEL:026-283-6111

県推協事務局からのお願い：2014年度会費納入をお願いします。

県推協は、主に各加盟団体・個人の会員会費や寄付金で、運営されております。消費税等も上がり、何かと出費の多い時期ですが、是非とも私どもの会費納入を引き続きお願い致します。

尚、納入は同封の郵便振り込み用紙にて、送金下さい。

口座番号：00580-9-2534 名義：障県協



◎問い合わせ 県推協事務局まで

TEL/FAX 026(264)5256

E-mail: suishin2007@yahoo.co.jp